

令和3年（2021年）4月16日

保護者 様

伊丹市教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出席停止の扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止の扱いについては、これまで、「緊急事態宣言の解除に伴う出席停止の扱いについて」等にてお示ししてきたところですが、県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増する中、令和3年4月15日、兵庫県において開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議において県の方針が示されたことを受け、4月17日（土）より、当面の間、出席停止の扱いを変更することといたします。

つきましては、本趣旨をご理解いただくとともに、4月17日以降については下記の基準に基づき、ご対応くださいますようお願いいたします。

また、「健康観察表」を「感染拡大防止用」に変更いたしますので、内容をご確認いただくとともに、引き続き、お子様の毎朝の検温及び健康観察を実施くださいますようお願いいたします。

なお、園児児童生徒やその同居者が濃厚接触者に特定された場合や、PCR 検査を受ける場合は、決まった時点で、速やかに在籍する学校園へご連絡くださいますようお願いいたします。

記

<出席停止扱いとするもの>

(1) 園児児童生徒が感染した場合

※ 出席停止の期間は「治癒するまで」とします

(2) 園児児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

※ 出席停止の期間は「感染者と最後に接触した日の翌日から14日間」とします

(3) 園児児童生徒が検査（PCR・抗原）を受診する場合

※ 出席停止の期間は「陰性であることが確認されるまで」とします

(4) 園児児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合

※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします

(5) 同居者が検査（PCR・抗原）を受診する場合

※ 出席停止の期間は「同居者が陰性であることが確認されるまで」とします

(6) 同居者に発熱や風邪症状等がある場合

※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします

※ 園児児童生徒の登校園後に、上記（5）（6）を把握した場合は、その時点で下校（待機）することとします（きょうだい含む）